

# 高鍋町総合評価落札方式試行要領

## 第1 趣旨

この要領は、高鍋町総合評価落札方式試行要綱（以下「試行要綱」という。）に規定する総合評価落札方式の施工に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 評価基準

試行要綱第4条に規定する評価基準は次のとおりとする。

### (1) 評価の視点と評価項目及びウェイト

評価の視点	評価項目		ウェイト
企業の施工能力	企業の技術力	過去10年間の同種工事の施工実績	70
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	
		I S O等の取得状況	
		優良表彰の実績	
	企業の地域社会貢献度	災害時の協定の加入	
		過去2年間の災害時の地域貢献又は地域活動（ボランティア）の実績	
		高鍋町内における本支店、営業所の所在の有無	
		高鍋町の消防団、交通指導員、体育指導員のいずれかに所属の有無	
		障がい者の雇用状況	
配置予定技術者の能力	過去10年間の主任（監理）技術者等としての同種工事の施工実績		30
	配置予定技術者の資格（期間）		

## (2) 評価項目ごとの評価基準及び配点

## (ア) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	得点
①過去10年間(15年間)の同種工事の施工実績	同種・類似工事の実績が〇件以上ある。	15	/15
	同種・類似工事の実績が〇件以上〇件未満ある。	7.5	
	同種・類似工事の実績が〇件未満もしくは実績がない。	0	
②過去2年間(5年間)の工事成績評定点の平均点	評価点 = $20 \text{点} \times (\text{工事成績点} - 60 \text{点}) \div (\text{最高工事成績点} - 60 \text{点})$		/20
③ISO等の取得状況	ISO9001、ISO14001、COHSMS、OHSAS18001、エコアクションのうち2つ以上を取得している。	5	/5
	ISO9001、ISO14001、COHSMS、OHSAS18001、エコアクションのうち1つを取得している。	3	
	上記について未取得	0	
④過去5年間の優良表彰実績の有無	優良表彰の実績がある。	3	/3
	優良表彰の実績がない。	0	
⑤災害時の協定の加入の有無	災害時の協定に加入している。	3	/3
	災害時の協定に加入していない。	0	
⑥過去2年間の災害時の地域貢献又は地域活動(ボランティア)の実績	高鍋町内で地域貢献又は地域活動の実績が〇回以上ある。	7	/7
	高鍋町内で地域貢献又は地域活動の実績が〇回以上〇回未満ある。	3	
	上記について該当しない。	0	
⑦高鍋町内における本支店、営業所の所在の有無	高鍋町内に本店(本社)がある。	10	/10
	高鍋町内に支店(支社・営業所)がある。	5	
	高鍋町内に本店・支店・支社・営業所がない。	0	
⑧高鍋町の消防団、交通指導員、体育指導員等のいずれかに所属の有無	代表者が現在いずれかに所属しているか、過去5年以内に所属したことがある	4	/4
	従業員が現在いずれかに所属している。	2	
	代表者・従業員ともいずれの経験もない。	0	
⑨障がい者の雇用状況	障がい者を現在継続して3ヶ月以上雇用している。	3	/3
	障がい者を雇用していない。	0	

(注1) (15年間)は、鋼橋上部工等の特殊な工事の場合

(注2) (5年間)は、建築事業に係る工事の場合

合計	/70
----	-----

【取り扱い】

- 1) ①については、工事案件ごとに各発注者が同種、類似工事の規模・工法、件数を設定する。また、CORINS登録した工事カルテの写し、発注者の証明等により確認する。
- 2) ②過去2年間の工事成績評定点については、土木工事については町のデータを基に評価し、それ以外の職種については、県の工事成績を参考に評価する。  
なお、工事成績点のないものについては、成績点を60点とする。
- 3) ③ISO等の取得状況の確認については、認証書等の写しにより確認する。
- 4) ④過去5年間の優良表彰実績の有無は、国及び県の表彰実績を評価する。その表彰の写し、新聞記事等により確認する。
- 5) ⑤災害時の協定については、災害協定の証明書の写しにより確認する。
- 6) ⑥過去2年間の災害時の地域貢献又は地域活動（ボランティア）の実績については、公的機関の証明、写真、新聞記事等により確認する。  
災害時の地域貢献：請負契約によらない災害時の活動  
地域活動：道路や河川等の清掃、交通安全、土木の日の活動など
- 7) ⑧高鍋町の消防団、交通指導員、体育指導員等については、公的機関の証明により確認する。
- 8) ⑨障がい者の雇用状況については、障がい者雇用状況報告書の写しにより確認する。また、障がい者雇用状況報告書の写しにより確認できない場合は、恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札執行時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者に限るものに限ることとし、健康保険被保険者証の写し、町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写しにより確認する。なお、障がい者の法定雇用義務がない企業が、障がい者を雇用している場合は3点とし、雇用していない場合は0点とする。
- 9) ⑩については、高鍋町が発行する町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し等により確認する。

(3) 配置予定技術者の施工能力

評価項目	評価基準	配点	得点
① 過去10年間の主任（監理）技術者等としての同種工事の施工経験	同種工事の実績あり ○件以上	15	/ 15
	類似工事の実績あり ○件以上 ○件未満	7.5	
	実績なし ○件未満	0	
② 配置予定技術者の資格（期間）	10年以上	15	/ 15
	3年以上10年未満	7.5	
	3年未満	0	

合計	/ 30
----	------

【取り扱い】

- 1) ①過去10年間の主任（監理）技術者等としての同種工事の施工経験については、工事案件ごとに公告で設定する。
- 2) ②配置予定技術者の資格（期間）については、保有資格に関する合格証明書等の写しにより確認するものとする。
- 3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限日以降の配置予定技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めない。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 9月 1日から施行する。